

- 1 昨年末に行われた「年越し派遣村」及び、今年3月にさいたま市内で行われた「反貧困駆け込み大相撲 in 埼玉」についてはどのような認識をお持ちでしょうか。

緊急事態は乗り越えていけない行政に失望しています。貴会の積極的な活動には敬意を払います。

- 2 現在の貧困をめぐる状況について、どのような認識をお持ちでしょうか。

貧困率ワースト3位の日本の現状は、日本の政治の貧困がもたらしたものと考えています。数々の要素が複合されていることだと考えられますが、社会保障制度の設計の誤りが大きな要因であったと考えております。日本人として日本に暮らすすべての人が、最低限（絶対に迷わない）の保障することをベースにするべきであるし、それを行政がしっかりと実行していかなくてはならないと考えています。

- 3 現在の貧困をどのような方向で解決することが望ましいとお考えでしょうか。

行政が上記のネットワーク構築にまず動くこと。現状の不完全な社会保障制度の中では、貴会をはじめとする各地のNPO、支援団体の方々のお力をお借りせざるを得ない。同時に行政が積極的に支援（物理的・金銭的）に取り組んでいくべきと考えています。市としては早急に明確に方向を示す必要があると思います。

- 4 市選になった際、どのような貧困対策をお考えでしょうか。

上記の考えを基に、市内における実態を直視し正確に把握した上で、貴会をはじめとする各支援団体と協働で行ってまいります。私のマニフェストの中で、市民との協働事業で雇用の創出を、とありますが、支援団体との協働事業はぜひ実現したいと考えています。

- 5 生活保護申請が開始決定まで、原則2週間の法定調査期間がありますが、その間、野宿を強いられている人が大勢います。自治体の責任において一時避難所、シェルターを設け、申請者の居場所を確保するという点について、どのようにお考えでしょうか。

私の親しい方々、自治体就業支援活動をされている方がおり、現在の最優先の課題は、シェルターを確保してお聞きしました。既存の公共施設・民間物件も含めて早急に対応すべきと考えます。また、支援団体のスタッフが兼用しない場合の市の生活保護申請窓口の対応は冷たいとの声もあります。市の消極的スタンスが気になっております。

- 6 住むところを失った人が路上生活となることを未然に防止するための措置として、生活保護法4条3項は、住むところを失った人が路上生活となることを未然に防止するための措置として、「急迫保護」を規定していますが、その「急迫保護」について、どのようにお考えでしょうか。

生活保護法に則り、行政が逃げず、避けずに積極的に関わっていく必要があると考えています。生活保護法の精神を忘れてしまったかのような現状を厳しく思います。

2009年5月19日
新橋素明